

中小企業の定義

中小企業基本法に基づき、資本金の額若しくは出資の総額又は常用雇用者（「期間を定めずに雇用されている人」及び「1か月超の期間を定めて雇用される人」）の数が下記に記載する規模に該当する者を「中小企業者」とする。なお、この「中小企業者」の中には、中小企業基本法で定義される「小規模企業者」を含むものとする。

日本標準産業分類に基づいた産業分類	企業規模
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）のうち 飲食店（中分類番号76） 持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類番号77）	資本金の額（又は出資の総額）が 5,000万円以下の企業 又は 常用雇用者が50人以下の企業
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）のうち 宿泊業（中分類番号75）	資本金の額（又は出資の総額）が 5,000万円以下の企業 又は 常用雇用者が100人以下の企業
農業・林業（大分類A） すべての分類	資本金の額（又は出資の総額）が 3億円以下の企業 又は 常用雇用者が300人以下の企業
漁業（大分類B） すべての分類	
製造業（大分類E） すべての分類	
運輸業、郵便業（大分類H）のうち 郵便業（中分類番号49）を除くすべての分類	